

令和4年度(追加)
競争入札参加資格審査申請書提出要領

建設工事

米沢市総務部契約検査課

【申請についての問い合わせ先】

米沢市総務部契約検査課検査担当

電話 0238-22-5111 内線 2501・2502

FAX 0238-24-8685

米沢市が発注する建設工事に係る競争入札参加資格審査申請書の受付を以下のとおり行います。

1 受付期間

令和4年2月1日(火)から令和4年2月18日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)

持参の場合:9時～16時(12時～13時を除く)

郵送の場合:市内に本店又は委任されている営業所がない申請者のみ郵送可とします。

詳細は7ページを参照してください。

2 受付場所

米沢市役所 総務部 契約検査課(3階)

〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号

電話:0238-22-5111 (内線 2501・2502)

3 有効期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(1カ年)

4 参加資格要件

次のいずれかに該当する場合は受付できません。

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2)米沢市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて未納がある者
- (3)米沢市暴力団排除条例第2条第1号から3号に該当するとき
- (4)建設業法による許可を受けていない者
- (5)経営規模等評価結果通知及び総合評定値通知に総合評定値(P)が記載されていないもの
- (6)経営規模等評価結果通知及び総合評定値通知の登録を希望する工事種別に総合評定値(P)が記載されていないもの
- (7)次のアからウまでに掲げる届出のいずれかを行っていない者(当該届出を行うことを要しない者を除く。)

ア. 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

イ. 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

ウ. 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

※経営規模等評価結果報告書・総合評定値通知書のその他審査項目(社会性等)の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄が「有」又は「除外」となっている場合は添付書類の提出はいりません。ただし、「無」でその後加入の手続きを行った場合は加入の確認のための添付書類が必要になります。

詳しくは6ページ「7-⑩ 社会保険等加入確認のための添付書類」を参照してください。

5 提出書類形式

- (1) A4判フラットファイル(金属金具不可)に綴じてください。ファイルの色の指定はありません。
- (2) 綴じる順序は、提出書類①～⑯の順に綴じてください。
- (3) 表紙と背表紙にタイトル「競争入札参加資格審査申請書」、商号又は名称を記載してください。
- (4) 提出書類⑤、⑥及び⑱の様式については、本市添付書類の内容を満たしていれば任意様式でも可とします。

▼不足書類があった場合は受理しません。

▼虚偽の記載をしたときは、競争入札参加資格を得られない場合があります。

6 提出書類

- ① 提出書類チェックリスト
- ② 米沢市競争入札参加資格審査申請書 ……様式第4号
- ③ 米沢市競争入札参加資格審査調書 ……添付書類1
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)
- ⑤ 工事経歴書 ……添付書類2
- ⑥ 営業所一覧表 ……添付書類3
- ⑦ 技術職員名簿 ……添付書類4
- ⑧ 納税証明書
- ⑨ 印鑑証明書
- ⑩ 委任状 ……添付書類5
- ⑪ 使用印鑑届 ……添付書類6
- ⑫ 身分証明書
- ⑬ 塗装工事(区画線設置等)登録調書 ……添付書類7
- ⑭ 等級別格付けに係る提出書類
- ⑮ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑯ その他の書類(社会保険等加入確認用)

7 申請書及び提出書類の要領

- ① 提出書類チェックリスト
 - ・申請者チェック欄をチェックし、不備、不足がないよう確認してください。
 - ・担当者チェック欄には何も記入しないでください。
- ② 米沢市競争入札参加資格審査申請書【指定様式 様式第4号】
 - ・申請月日は、持参する月日とします。郵送の場合は「8 郵送で申請書を提出する場合」を参照してください。
 - ・申請者の代表者印は、実印とします。
 - ・商号(名称)・代表者氏名にはふりがなを記入してください。
 - ・登録状況の欄は、該当するものにチェックしてください。
 - ・委任の有無の欄は、該当するものにチェックしてください。
 - ・申請書記載担当者欄は確認が必要な時に使用しますので、申請書等の内容を熟知している方を

記入してください。

③ 米沢市競争入札参加資格審査調書(工事)【指定様式 添付書類1】

- ・「1 契約権限等の委任を受けている営業所」の欄は、申請書の「2 委任先の有無」の欄に「有」のチェックがある場合のみ記入してください。
- ・2、3及び4については、経営事項審査を受けた業種で、登録を希望するものについて記入してください。
- ・「4技術者情報」の「建設業の許可の種別」の欄は、2の表の略号で記入してください。
- ・専任の技術者が建設業許可の種別を重複して登録している場合は、「建設業の許可の種別」の欄に列挙してください。区分の欄は該当する建設業許可区分を囲んでください。
- ・米沢市と常時契約する委任先がある場合は、主たる営業所以外の営業所とします。

④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)

- ・直近のもので申請時において有効なもの
(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日より1年7カ月です。)

⑤ 工事経歴書【添付書類2】

- ・「米沢市競争入札参加資格審査調書」の2又は3で登録を希望する業種の工事経歴書を提出してください。
 - 2のみ記載の方は、2で登録を希望する業種の工事経歴書を提出してください。
 - 2と3に記載の方は、3で登録を希望する業種の工事経歴書を提出してください。
- ・登録を希望する業種ごとに作成してください。
- ・この表は、建設業法第27条の23第1項の規定により経営事項審査を受ける際に提出する様式と同様なので、記入要領についても同様とします。
- ・工事経歴書については、直近2カ年分の提出となりますので、直近の経営事項審査用と直近の前の経営事項審査用の工事経歴書の写しでも可とします。

⑥ 営業所一覧表【添付書類3】

- ・「名称」の欄には、主たる営業所、その他すべての営業所を記入してください。登録後の委任先の営業所を変更される場合は、この営業所一覧表に記入されている営業所のみ変更可とします。
- ・米沢市と常時契約する委任先がある場合は、その営業所の欄を蛍光ペン等でマーキングしてください。
- ・建設業許可業種で、特定建設業の場合は「特」を一般建設業は「般」を記入してください。
- ・本添付書類の内容を全て満たしていれば、任意様式でも可とします。

⑦ 技術職員名簿

- ・市内に主たる営業所又は委任先営業所がある場合は【指定様式 添付書類4】を使用してください。有資格区分コードは建設業法に定められたコードとします。
- ・舗装施工管理技術者について、1級の場合は「舗-1」、2級の場合は「舗-2」と記入してください。
- ・米沢市に主たる営業所又は委任先営業所がない場合は添付書類4の内容を満たしていれば、任意様式又は経営事項審査を受ける際に提出する「技術職員名簿」でも可とします。
- ・技術職員名簿の右上に、商号又は名称を記入してください。
- ・米沢市と常時契約する委任先の技術者については、その技術者の欄を蛍光ペン等でマーキングし

てください。

- ・米沢市に主たる営業所がある場合、又は米沢市と常時契約する委任先がある場合は、建設業法第7条第1項第2号に規定する営業所専任の技術者を確認できるよう欄外右側に朱書きで「専」と記入してください。

⑧ 納税証明書(写し可)

《納税証明の提出種別》

(ア) 米沢市長が発行する登録基準年度の前年度の納税証明書

原則として、令和3年度(令和3年12月15日以降発行)のもので、発行日において申告(納付)期限が到来しているものについて未納(未申告)がない証明

(イ) 税務署で発行する納税証明書「その3の2」(申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明)

審査基準日において3カ月以内に発行されたもの

(ウ) 税務署で発行する納税証明書「その3の3」(法人税及び消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明)

審査基準日において3カ月以内に発行されたもの

【個人の場合】

《納税証明書の提出種別》

①住所地在市内又は、住所地在市外で市内に固定資産等を有する場合：(ア)と(イ)

②上記①以外の場合：(イ)のみ

【法人の場合】

《納税証明書の提出種別》

①主たる営業所が市内の場合：(ア)と(ウ)

②主たる営業所が市外の場合：(ウ)のみ

③主たる営業所が市外で委任先が市内の場合：(ア)と(ウ)

④主たる営業所が市外で委任先が市外の場合：(ウ)のみ

※米沢市長の発行する納税証明書発行について

市民課窓口へ申請する場合には、代表者印のある委任状又は承諾書等が必要です。

また、窓口に来られた方の本人確認を行っておりますので、身分を証するものを準備してください。

なお、納税証明、印鑑証明申請書及び承諾書の様式は米沢市ホームページよりダウンロードできます。

問い合わせ：市民課 証明担当 内線 3101

⑨ 印鑑証明書

市内に主たる営業所又は委任先営業所がある場合は原本、市外の場合は写し可とします。

・審査基準日において3カ月以内に発行されたもの

・個人の場合：市町村長の発行する印鑑証明書

法人の場合：法務局の発行する代表者の印鑑証明書

⑩ 委任状【指定様式 添付書類5】

・本添付書類の委任事項はすべて委任してください。

・代表者印は、実印とします。

⑪ 使用印鑑届【添付書類6】

米沢市との契約等に実印を使用しない場合のみ提出してください。

様式は【添付書類6】の内容を満たしていれば任意様式でも可とします。

⑫ 申請人の身分証明書(原本)

申請人が個人の場合に提出してください。審査基準日において3カ月以内に発行されたものとし
ます。

⑬ 塗装工事(区画線設置等)登録調書【指定様式 添付書類7】

県内に主たる営業所又は委任先営業所があり塗装工事(道路に設置する区画線、道路標示の設
置、消去するものに限る。)を登録希望するもので、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通
知書の塗装工事に総合評定値(P)がある場合提出してください。

添付書類右上、番号の欄は記入しないでください。

※ 塗装工事(道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去するものに限る。)を登録希望しな
い塗装工事登録希望申請者は提出不要です。

⑭ 等級別格付に係る提出書類

市内に主たる営業所又は委任先営業所があるもので次の項目に該当するもの

●ISO9000・ISO14000シリーズ登録者

・登録証又は認証証の写しを提出してください。

●障がい者雇用

・法定雇用義務があるもの

申請日直前の6月1日における公共職業安定所の受付印がある「障害者雇用状況報告書」
の写しを提出してください。

・法定雇用義務がないもの

1名分の障害者手帳及びその雇用関係を確認できる書類の写しを提出してください。

●子育て支援

・常時雇用労働者数が101人以上のもの

山形労働局の受理印のある「一般事業主行動計画策定届」及び労働基準監督署の受理
印のある「就業規則」の写し(全て)を提出してください。

・常時雇用労働者数が100人以下のもの

山形労働局の受理印がある「一般事業主行動計画策定届」又は、労働基準監督署の受
理印のある「就業規則」の写し(全て)を提出してください。ただし、常時雇用者数9人以下の
事業者にあつては、「就業規則」に労働基準監督署の受理印がないものでも可とします。

●消防団協力事業者の認定

・審査基準日において、米沢市消防団協力事業所の認定を受けている又は申請をしているこ
と。

認定を受けている場合は、認定書の写真を提出してください。

申請中の場合は、申請書に受理印が押印されてある書類を提出してください。

●新規学卒者の採用

<審査対象期間:令和2年2月1日～令和4年1月31日>

ア. 卒業証書(写し)又は卒業証明書(写し可)

※卒業年月日が審査対象期間内であること。

イ. 雇用通知書(雇用契約書)(写し)

※雇用通知年月日が審査対象期間内であること。

ウ. 健康保険証の写し等、常勤性が確認できるもの

エ. 雇用保険の資格取得年月日及び個人名が確認できるもの

※1 提出書類は、1名につきア・イ及びウ・エのいずれかの計3点とする。ただし、最大2名までの提出とする。

※2 新規学卒者の出身地(市内、市外の別)、出身校(中学・高校・大学・専門学校等の別、市内市外の別)、現在の住所地・勤務地(市内市外の別)は問わない。

※3 卒業日が審査対象期間内にあり、基準日において雇用されていれば、卒業日や雇用日は問わない。例えば令和2年3月に卒業した者を令和3年になってから雇用した場合であれば、「新規学卒者」とする。また、「新規学卒者」としているが、卒業日が審査対象期間内にあれば、雇用前に職歴があってもよいこととする。

●更生保護の協力雇用主の登録及び実績

・法務省山形保護観察所からの「協力雇用主」として登録及び実績の有無を証明するもの……保護観察対象者等の雇用等に関する証明書【証明書様式】

※手続き及び確認に必要な書類等については山形保護観察所にお尋ねください。

証明書申請先・問い合わせ先

〒990-0046 山形市大手町 1-32

電話番号 023-631-2277

FAX 023-628-1934

●健康経営優良法人の認定

・日本健康会議から健康経営優良法人の認定を受けたことを証する認定証の写し

・全国健康保険協会山形支部からやまがた健康企業事業所の登録を証する「やまがた健康企業宣言登録証」の写し

⑮ 暴力団排除に関する誓約書(元請負人用)【指定様式】

代表者印は実印とします。

⑯ 社会保険等加入確認のための添付書類

経営規模等評価結果報告書・総合評定値通知書のその他審査項目(社会性等)の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄が「無」となっている場合で経営規模等評価結果報告書・総合評定値通知書の審査基準日以降に加入の届出を行った者のみ以下の書類を提出してください。

当該書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、競争入札参加資格審査申請を行うことができます。

(1)「雇用保険」が加入となった場合は、次のいずれかの書類を提出すること。

・概算保険料又は確定保険料申告書の写し及び領収済通知書の写し

・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知書)の写し

- ・雇用保険適用事業所設置届(ハローワークの受領のあるもの)の事業主控えの写し
- (2)「健康保険・厚生年金保険」が加入となった場合は次のいずれかの書類を提出すること。
- ・申請時直近1カ月分の領収証書の写し
 - ・標準報酬決定通知書の写し
 - ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
 - ・健康保険・厚生年金保険新規適用届(年金事務所の受領印のあるもの)の事業主控えの写し

8 郵送で申請書を提出する場合(市内に本店又は委任されている営業所がない申請者のみ)

郵送での受付期間

令和4年1月17日(月)から令和4年2月10日(木)

・2月1日以前に郵送する場合は、申請書様式第4号他の提出日を2月1日以降の日を記入してください。申請書の内容は令和4年1月31日時点の状況等を記載してください。

・米沢市では申請を受理した場合、受理票を発行しますので、切手を貼った返信用封筒を同封してください。(不備・不足があった場合、申請書を一度預かります。こちらから不備内容を連絡いたしますので再度お送りください。このため郵送による受付期間を上記のとおりとしています。)

※1 郵送による申請は、持参による申請と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受理や受理票の返送に時間を要する場合がありますので、発送は余裕をもって行ってください。

※2 郵送方法については任意ですが、申請書が届かない場合、責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。郵送事故等による申請書の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法を推奨します。

9 申請書及び添付書類の記載事項及び添付書類の審査基準日

審査基準日は令和4年1月31日(ただし、決算に関する事項については、審査基準日の直前に決算の確定をした日)とします。

10 証明書等の写しについて

証明書等の写しによる場合は、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明であるものに限ります。

11 参加できる契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争入札の範囲は、建設工事に係るものです。

12 参加登録後の諸項目変更の届出について

参加登録後に申請書記載事項の変更があれば、変更後速やかに変更届出等を提出してください。(ホームページに変更届(指定様式及び必要添付書類等)を掲載しています。)ただし、登録期間中の委任先及び業種の追加は認めておりません。

13 行政書士による代理申請

行政書士による代理申請も可能ですが、その場合、下記①及び②についてご留意ください。

①委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状を提出してください。

②申請書への押印

代理申請の場合、申請書への押印は申請代理人指名記入箇所に申請代理人の押印をすれば足りません。したがって申請書の代表者印の押印は省略することができます。

③行政書士としての資格を有することを証するものを添付してください。

※申請書以外の書類については、代理申請の場合でも、申請者の代表印を省略することはできません。

14 委任先、業種の追加申請について

現在登録されている業者で、委任先、業種の追加をする場合の提出書類は下記の書類とします。

① 提出書類チェックリスト

- ② 米沢市競争入札参加資格審査申請書 ……様式第4号
- ③ 米沢市競争入札参加資格審査調書 ……添付書類1
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)
- ⑤ 工事経歴書 ……添付書類2(業種の追加)
- ⑥ 営業所一覧表 ……添付書類3(委任先の追加)

15 その他

建設業法第27条の23第1項の規定により経営事項審査を受け、その結果(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の写しを、毎年有効期間内に直近のものを提出してください。(郵送可) 提出がない場合は建設工事の競争入札に参加する者に選定されません。